

掛川市規則第 20 号

市長の職務を代理する副市長の順序等を定める規則をここに制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

掛川市長

(別紙)

市長の職務を代理する副市長の順序等を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市長の職務を代理する副市長の順序及び副市長の事務分担に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長の職務を代理する副市長の順序)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。

(1) 第1順位 副市長 石川紀子

(2) 第2順位 副市長 大井敏行

(事務分担)

第3条 石川紀子副市長は、次に掲げる事務を担当するものとする。

(1) デジタルトランスフォーメーションに関する事務

(2) 広報・シティプロモーション、マーケティング及びふるさと納税に関する事務

(3) 働き方改革に関する事務

(4) ダイバーシティ経営に関する事務

(5) 空き家対策及び移住定住に関する事務

(6) 観光振興に関する事務

(7) グローバル戦略及びインバウンド戦略に関する事務

(8) マイナンバーカードの利活用に関する事務

2 大井敏行副市長は、前項各号に掲げる事務以外の事務を担当するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、両副市長が共同して担任するものとする。

(1) 市政運営に関する基本方針、基本計画等の決定又は変更に関する事務

(2) 人事に関する事務

(3) 市議会に付議する事項に関する事務

(4) 条例、規則等の制定又は改廃に関する事務

(5) 財政に関する事務

(6) 災害対策及び感染症対策に関する事務

(7) 前各号に掲げる事務のほか、両副市長が共同して担任することが必要であると市長が認める事務

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項及び第2項の事務分担を変更することができる。

(事故等があった場合の事務処理)

第4条 一方の副市長に事故があり、又は一方の副市長が欠けたときは、当該副市長の分担する事務は、他方の副市長が処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月28日から施行する。

(市長の職務を代理する副市長の順序及び事務分担規則の廃止)

2 市長の職務を代理する副市長の順序及び事務分担規則（令和4年掛川市規則第2号）は、廃止する。